

平成29年11月22日

平成29年

第11回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

平成 29 年 11 月 22 日（水曜日）午後 2 時から

1 出席委員（6名）

藤 崎 雄 三	委 員	委員長
横 川 敏 男	委 員	委員長職務代理者
鈴 木 清 子	委 員	
尾 形 威	委 員	
芳 賀 淳	委 員	
津 村 正 純	委 員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	水 井 靖
教育総務課長	森 岡 剛
副参事（教育政策担当）	北 村 操
副参事（教育施設担当）	布 施 満
学務課長	杉 山 良 樹
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増 田 亮
副参事	田 井 俊 行
学校職員担当課長	鈴 木 清 貴
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	山 中 秀 一

3 日程

- 日程第 1 特別報告
- 日程第 2 部課長の報告事項
- 日程第 3 委員長選挙

~~~~~  
(午後 2 時開会)

#### ○委員長

ただいまから、平成29年第11回大田区教育委員会定例会を開会いたします。  
本日は傍聴希望者がおります。  
委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

#### ○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○委員長

それでは、傍聴の方をお願いいたします。

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくをお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に横川委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は、「特別報告」でございます。

本日は、学校職員担当課長より報告がございます。

## ○委員長

それでは、お願いいたします。

## ○学校職員担当課長

私のほうからは、読書学習司書の業務及び活動状況調査について、中間報告をさせていただきます。

お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、制度ですが、読書学習司書の職務内容は、学校庶務の役割に学校図書館を活用した教育活動の企画等の役割を追加いたしました、司書教員補助者であります。学校支援団体や区立図書館司書と連携しまして以下の業務を行い、学校図書館の円滑な運営に資するということでございます。

学校図書館法第6条1項によりまして、学校司書の設置につきましては努力義務とされておりますが、大田区では、全校配置を目指しているところでございます。

具体的には、経営企画業務といたしまして、例えば、読み聞かせ、ブックトーク等のイベント企画といったものがございます。

指導業務といたしましては、調べ学習等の指導、教員への働きかけ支援といったものがございます。

啓発活動業務といたしましては、読み聞かせ、ブックトーク等のイベントの実施といったものがございます。

管理業務といたしましては、普通の図書館と同様、書架の整理等がございます。

勤務条件等ですが、身分は地方公務員法の職員という形になってございます。任用資格につきましては、司書または司書教諭の資格を有する者として、資格を限定してございません。勤務条件は、1日5時間、週3日、年間35週（105日）です。

配置状況ですが、配置計画は、28年度から3年間の計画で、小中学校合計87校へ、1校

1名配置を行っていく予定でございます。

配置状況については、以下のとおりでございます。

裏面の「配置の成果」でございますが、開館状況といたしまして、今年度4月までの配置校のうち、小学校で25%、中学校で56%の学校で開館時間帯が増えたというアンケート結果が出ています。

中でも中学校は、読書学習司書の配置前は、放課後に開館する学校はなかったわけですが、半数以上の学校で開館するようになったということです。

なお、小学校では、配置前に既に56%の学校で週5日、学校図書館を開館しておりました。

続きまして、読書学習司書の配置前後の貸出冊数の状況でございますが、開館時間帯の変更がない学校についても全体的に増加しています。平成28年度から継続配置となっている学校についても、貸出冊数は引き続き増加傾向にあります。

(3)の読書環境の充実でございますが、ハード面については、「読書学習司書の配置により、書架の整理整頓等は、非常に速やかに行われるようになった」、「推薦図書や読書週間等の図書の紹介企画コーナーの掲示とあわせて、児童・生徒が読書しやすい環境になってきている」などのアンケート結果が示すとおり、読書環境の充実が進められているところです。

(4)の児童・生徒への企画実施、教員への支援でございますが、児童・生徒へオリエンテーションを通じた図書館利用案内の充実や読書相談に対する資料の提供や案内、授業に必要な本の用意、それから、教員への専門書や参考図書の選書支援等の対応が行われるようになりまして、学校図書館を活用した授業支援が行われるようになってきております。

最後に、今後の課題でございますが、第一に、読書学習司書の経験、能力にアンバランスがあるため、全ての職員が大田区で求める読書学習司書としての役割が果たせるように、研修等を通じて段階的に能力開発を行いまして、学校図書館や読書学習司書を活用した授業支援、学習支援を行えるようにしていきたいと考えております。

第二に、読書学習司書と教員や司書教諭が、ともに課題に対し共通認識を持つことで、授業支援や学習支援がより効果的に行えるようになるため、両者が連携して読書教育を推進できるよう、必要に応じた環境の整備を行っていきたいと考えております。

私からの特別報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

## ○委員長

ただいまの報告にご意見、ご質問はございますでしょうか。

## ○尾形委員

私は、昨日午前中に、A校の総合的な学習の時間で、呑川の学習について3時間程、学習支援をしてきました。そこで廊下を歩いていたら、毎月の目標の掲示板に生活指導目標、それから、保健目標、それとともに図書目標も貼ってありました。そして校長先生から、この図書目標を受けて、読書学習司書が、子どもたちが読みたくなるようなコーナーを設置したり、本を選んだり、地域の図書館から資料を借りてきて読みやすくしていると

いう話を伺いました。

また、読書学習司書が配架やレイアウト、カウンターでの応対や読み聞かせ会、学習支援などをしていただき、子どもたちの本の貸し出し冊数、それから、図書館の活用状況が大幅に増えたと言っておりました。

また、その午後に、B校の道徳の校内研究会に呼ばれました。授業が始まる前、ちょっと時間に余裕があったので、担任の先生が、本の読み聞かせをしたところ、子どもたちは笑顔になって、きらきらと目を輝かせて聞いていました。その後、まだ時間があったので、「じゃあ、3分間、隣の子と感想の交流をしてごらん」という発問をしたのです。そうしたら、その後の道徳の研究授業が、活発に展開されました。

その研究会の後に校長先生から、今年度の読書週間での本の貸し出しがとっても増えたというような話を伺いました。

本好きな子どもにしようという教育委員会の目標のもと、読書学習司書や公立図書館との連携、また、指導課の国語力向上委員会の取り組みなどの施策により、読書環境が大幅に、すばらしく整理されたなど思っております。

また、昨年度と今年度、読書活動に関連する研究発表会が実施され、この読書学習司書の方向、また、読書活動の方向が示されて、施策が浸透、理解されてきたと感じます。

すばらしい本との出会いは、子どもの心を豊かにし、子どもを賢く育ててくれると思います。チーム大田で、子どもたちの心の宝物となるようなすばらしい本と出会わせていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いします。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

#### ○委員長

ご報告、どうもありがとうございました。

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第2は「部課長の報告事項」でございます。

#### ○委員長

それでは、部課長の報告をよろしく申し上げます。

#### ○学務課長

では、毎年度の報告となりますが、資料に基づきまして、平成30年度新入学にかかわる

指定校変更及び区域外就学についてご説明させていただきます。

大田区全体の新入学児童・生徒数は、近年、小中学校を合わせて大体8,500人程度と微増傾向にあります。平成29年度新入学児の指定校変更の申請は、小学校・中学校合わせて1,575件ございました。最近は微減傾向で推移しておりましたが、昨年は微増という形になってございます。

学校の状況といたしましては、集合住宅の建設等による児童・生徒の増加が予測される地域があること、あるいは施設規模が限界となっている学校もあることなどから、特に小学校での指定校変更による受け入れが困難な学校が増加する傾向にあります。

こういったことを踏まえまして、資料のとおり、平成30年度の指定校変更申請に関する基本的な対応についてまとめさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

まず、指定校変更の学校別対応に関しての今後の学級数、あるいは施設規模の面から、対応を大きく三つほどに分けさせていただいております。基本的な考え方、資料の1番で掲げております基本的な考え方は昨年と同様ですが、三つの対応につきまして、私のほうから口頭でご報告をさせていただきます。

一つ目は、通学区域内の児童しか受け入れられない学校。昨年度と同様で、今回は小学校4校が該当してございます。

二つ目は、通学区域内の児童・生徒を受け入れた上で、余裕があれば、指定校変更申請希望者を受け入れることとする学校でございます。下にあります、2番のところにあります表の中の、「受入れ停止」の下の65人から150人のところが該当しますが、余裕があれば、指定校変更の申請希望者を受け入れることとする学校となります。

小学校はここに書いてあります、21校、それから、1枚おめくりいただきまして、中学校が3番に表としてございます。中学校は、6校が対象となっております。

それから三つ目が、現時点では教室数に余裕があるものの、児童・生徒数が急激に増加した場合には、申請数が予想以上に上回ったり、あるいは受け入れるだけの教室を確保できないと判明した場合については、抽選をするといった、この三つの対応でやっていくというふうに考えてございます。

なお、平成29年度の指定校変更の申請の状況ですが、簡単にご説明申し上げます。

まず、小学校でございますが、通学区域内のお子さんのみで受け入れが可能人数に達してしまい、申請者全員が不許可となった学校につきましては、以前にもご報告をさせていただきましたが、3校となっております。嶺町小学校、小池小学校、高畑小学校の3校です。抽選を実施した学校は6校でございます。馬込第三小学校、東調布第一小学校、田園調布小学校、久原小学校、清水窪小学校、西六郷小学校の6校でございます。

さらに、平成30年度につきましては、新小学校1年生、これは10月1日現在ですけれども、昨年に比べまして、12名程多くなっているところがございます。

そういう意味からいたしましても、小学校につきましては、全員不許可、あるいは抽選実施となる学校が、今年度とほぼ同程度になるのではないかと推察しているところでございます。

続きまして、1ページ目の裏面をご覧くださいと思います。

非常に生徒が増加している池雪小学校についても、(4)番で少し触れさせていただいておりますので、簡単にこの取り扱いについてもご説明を申し上げます。二つございま

す。

まず一つ目は、平成28年4月1日に実施をいたしました通学区域変更に関するものでございます。通学区域が変更となった地域に、通学区域変更前から居住し、お兄さん、お姉さんが引き続き通学区域変更前の学校に通学をしている場合、弟、妹の方が、進学児童として、お兄さん、お姉さんと同じ学校へ通学する場合につきましては、先ほど、池雪は受け入れをしないという形で表に載っておりましたけれども、この場合については、同校への指定校変更を特別に許可するという形で行いたいと思っております。

平成29年度につきましては、これに該当する29名の許可をいたしました。平成30年度につきましては、21名の方が対象となっているところでございます。

二つ目でございます。池雪小学校の通学区域内に居住し、指定校変更を希望する児童への特別な措置についてでございます。これは、同校の通学区域内に居住をいたしまして、指定校変更を希望する児童につきましては、希望先の学校へ優先的に入学を許可するというものでございます。この制度は引き続き、取り組みをしたいと思っております。

なお、今後の指定校変更に関するスケジュールでございますが、29年12月8日に就学通知書を発送いたします。12月15日から指定校変更の申請の受け付けを行い、1月12日までの申請数に基づきまして、抽選をするかどうかの決定を学校毎に判断してまいりたいと思っております。

なお、今回の周知につきましては、12月11日号の区報、並びに大田区ホームページでも掲載をするところでございます。

それから、一番最後の3枚目をご覧くださいと思います。こちらにつきましても、見込みという形でまとめをさせていただいております。これも毎年作らせていただいておりますが、1番が、通学区域の児童で受け入れ可能人数に達し、指定校変更申請の受け入れができない可能性が高い学校ということで、提示をさせていただいております。

2番目が、通学区域の児童数と例年の申請状況から、抽選実施となる可能性が高い小学校という形で、提示をさせていただいております。

注意書きにつきましても、基本的には去年と変わりはありませんけれども、受け入れに関する情報という形では、中学校については割愛をさせていただいております。私立学校への進学者が非常に多く、算定が難しいという観点から、受け入れに関しての見込みは出させていただいていないというところでございます。

私からの説明は以上です。

## ○委員長

ありがとうございます。意見については、全ての報告が終わってから、まとめてさせていただきたいと思っておりますので、次の報告をお願いいたします。

## ○学校職員担当課長

私からは、特別報告に関連しまして、平成29年度の読書学習司書の配置についてご報告いたします。

読書学習司書につきまして、2学期以降、下記の学校に新たに12名を配置したところでございます。配置校につきましては、小学校8校、中学校4校ということで、記載のとおり

りでございます。

平成29年度、既に配置いたしました小学校12校、中学校6校と合わせて30という形になるわけでございます。

現在の配置校数でございますが、合計60校でございます。平成28年度30校、うち、小学校20校、中学校10校。平成29年度30校、同じく小学校20校、中学校10校でございます。

配置基準につきましては、小中学校別の配置につきましては、おおむね2対1のバランスをとってございます。また、同年度内の新規配置校につきましては、なるべく、大森、調布、蒲田の地域のバランスを考慮して配置しているところでございます。

私からは以上でございます。

### ○委員長

ありがとうございました。ただいまの2件の報告に関しまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

1点だけ確認をさせていただきます。

指定校のほうなのですが、池雪小学校の特別措置の期間というのは、いつまでというのは決まっていたか。

### ○学務課長

いえ、特には決まってございません。学校の児童・生徒がかなり増えてきている状況でございますので、その状況を鑑みてという形になってございます。

### ○委員長

なるほど。では、状況を見てですね。わかりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、報告どうもありがとうございます。

続きまして、日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

### ○事務局職員

日程第3は、「委員長選挙」です。

### ○委員長

では、説明をお願いいたします。

### ○教育総務課長

本件は、藤崎委員長の委員長としての任期が12月11日で満了となることに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条の経過措置によりまして、改正前の法律第12条第1項の規定により、委員長の選挙をお願いしようとするものです。

今回は、旧制度が続きます12月21日までの期間の委員長をお願いしたいと考えております。なお、委員長職務代理者につきましても、旧制度が続きます12月21日までの期間は指

定する必要があり、現委員長職務代理者が委員長に当選した場合、委員長職務代理者の指定を追加日程とさせていただきます。

委員長の選挙にあたりましては、経過措置によりまして、改正前の大田区教育委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、単記無記名投票によりとり行うこととなりますが、同条第3項で、委員の皆様には異議がないときは、指名推選の方法を用いることもできることになっております。単記無記名投票と指名推選のいずれの方法で行うか、お諮りいただきたいと思っております。

参考までに、12月22日からは新制度になりまして、教育長につきましては、直接区長が任命するということになってまいります。また、教育長の職務代理者につきましては、教育長が指名をするということで法に規定されておりますが、特にこの日に教育委員会を開いて選任していただくということはありません。教育長から指名をされた場合、事務局からご連絡させていただくという形にさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

### ○委員長

それでは、日程第3に基づき、委員長の選挙を行います。

ただいま説明がありましたように、選挙の方法については、単記無記名投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法で行うかをお諮りします。

### ○芳賀委員

指名推選がよいと思っております。

### ○委員長

ただいま、選挙の方法については、指名推選と発言がありましたが、ご異議はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

### ○委員長

では、異議がないと認め、委員長選挙は、指名推選によることとします。

推選を行う前にお諮りいたします。これから指名される被指名人をもって、当選人と定めることに同意していただけますでしょうか。

(「はい」との声あり)

### ○委員長

全員の同意をいただきましたので、推薦をお願いいたします。

### ○芳賀委員

現委員長であります、藤崎委員を推薦いたします。

○委員長

他にございますか。

○鈴木委員

私も、藤崎委員を推薦いたしたいと思います。お願いいたします。

○委員長

わかりました。

私、藤崎を委員長にと発言がありましたが、他に推薦はありませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○委員長

この件については、委員の一身上に関する事案です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、当事者、私ですが、議事に参与することはできませんので、ここからは、議事進行を委員長職務代理者をお願いしたいと思います。

○委員長職務代理者

それでは、ここから委員長から引き継いで、議事進行を務めさせていただきます。

先ほど、委員長から、当事者は議事に参与することはできないとのご説明がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項ただし書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができます。

委員の皆様にお諮りします。藤崎委員にこのままご出席いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者

同意が得られましたので、このまま会議を続行いたします。

では、藤崎委員を委員長に再任してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長職務代理者

全員の賛成をいただきました。よって、平成29年12月12日から、藤崎委員を委員長として再任することに決定いたしました。

藤崎委員、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、ここから議事進行を委員長に戻させていただきます。

## ○委員長

ありがとうございます。

ただいま、皆さんからご推挙いただき、旧制度が続きます12月21日までの期間、引き続き、委員長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、平成29年第11回教育委員会定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

(午後2時24分閉会)